

令和3年

老岐市議会定例会 11月会議議案

(令和3年11月17日提出分)

令和3年壱岐市議会定例会 11月会議議案

議案第60号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）

議案第61号 壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例の制定について

令和3年度

一般会計補正予算書

(第9号)

老岐市

議案第60号

令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,124 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,394,385 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月17日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3,224,792	89,124	3,313,916
	1 国庫負担金	1,818,522	18,216	1,836,738
	2 国庫補助金	1,398,589	70,908	1,469,497
歳 入	合 計	23,305,261	89,124	23,394,385

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,697,740	55,000	4,752,740
	1 総 務 管 理 費	4,357,168	55,000	4,412,168
4 衛 生 費		2,266,856	34,124	2,300,980
	1 保 健 衛 生 費	1,275,523	34,124	1,309,647
歳 出	合 計	23,305,261	89,124	23,394,385

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,224,792	89,124	3,313,916
歳入合計	23,305,261	89,124	23,394,385

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,697,740	55,000	4,752,740
4 衛生費	2,266,856	34,124	2,300,980
歳出合計	23,305,261	89,124	23,394,385

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
55,000			
34,124			
89,124			

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	3,224,792	89,124	3,313,916
	1 国庫負担金	1,818,522	18,216	1,836,738
	3 衛生費国庫負担金	80,057	18,216	98,273
	2 国庫補助金	1,398,589	70,908	1,469,497
	1 総務費国庫補助金	659,079	55,000	714,079
	3 衛生費国庫補助金	154,893	15,908	170,801

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 予防接種対策費負担金	18,216	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	18,216
1 総務費補助金	55,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	55,000
1 保健衛生費補助金	15,908	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	15,908

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	4,697,740	55,000	4,752,740	55,000			
1	総務管理費	4,357,168	55,000	4,412,168	55,000			
12	新型コロナウイルス感染症対応事業費	539,846	55,000	594,846	55,000			

4	衛生費	2,266,856	34,124	2,300,980	34,124			
1	保健衛生費	1,275,523	34,124	1,309,647	34,124			
2	予防費	280,729	34,124	314,853	34,124			

2 総務費 - 4 衛生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	55,000	一般業務委託料 キャッシュレス消費喚起対策事業 55,000

11 役務費	752	通信運搬費 郵便料 752
12 委託料	33,372	一般業務委託料 予防接種（任意接種分） 会場設営作業 新型コロナウイルス予防接種関連業務 18,216 4,000 11,156

議案第61号

壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例の制定について

壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年11月17日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

公共交通空白地域等における、地域住民等の移動に必要な旅客輸送を確保するため、道路運送法第79条に規定される自家用有償旅客運送の登録を受け、市営乗合タクシーの運行を開始することに伴い、条例を制定するものである。

壱岐市営乗合タクシー運行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域住民の生活交通手段を確保し、もって公共の福祉の増進を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて有償で運行する壱岐市営乗合タクシー（以下「市営乗合タクシー」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 市営乗合タクシーの管理及び運営は、市長が行う。ただし、市長が適当であると認める団体等がある場合は、管理及び運営を当該団体等に委託することができる。

(運行区域)

第3条 市営乗合タクシーの運行区域は、壱岐市地域公共交通会議の合意に基づき国土交通大臣等により登録された区域とする。

(運行回数等)

第4条 市営乗合タクシーの運行は、予約に基づいて行うものとし、運行区間、運行時刻、運行日、乗降場所等については、市長が別に定める。ただし、市長が天災その他やむを得ない事由により運行できないと認めるときは、運行を制限し、変更し、又は休止することができる。

2 市長が特別に市営乗合タクシーを運行する必要があると認めるときは、臨時運行を行うことができる。

(使用料)

第5条 市営乗合タクシーを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

2 市営乗合タクシーの使用料は、壱岐市地域公共交通会議の合意に基づき国土交通大臣等に届け出た運賃とし、使用料の額は、規則で定める。

(使用料の徴収)

第6条 前条の使用料は、下車の際、乗務員が徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定めるもののほか、特別の事由があると認めたときは使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第9条 乗務員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車を拒み、又は下車させることができる。

(1) 乗車定員を超え、又は運行上危険があると認める場合

(2) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)に基づいて行う措置に従わない場合

(荷物運送の引受け)

第10条 荷物の運送は、引き受けないものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。